

## 管理者用書庫には カギが 憶測だけの有罪判決を許さない 蒲郡駅事件のでっち上げ(2)

**組合員のみなさん！ ユニオン・国労組合員のみなさん！**

加藤誠二さんが会社と愛知県警によって窃盗事件をでっち上げられ、かつ会社によって不当解雇されて2年となります。

わたしたち東海労は、加藤さん、そして全国の仲間とともに無罪と早期職場復帰を目指して裁判で闘っています。しかし、名古屋地裁は第1審で、不当な有罪判決を下しました。判決は、不当でデタラメで憶測によるものです。それは、判決理由に端的に出ています。その1つは、「とうにうん」第4号で明らかにした「防犯カメラには映っていない」です。

裁判で証言した蒲郡駅F助役は、書庫の「鍵はかけていた」と言い、書庫に盗んだとされる資料が入っていたということに対しては「一般社員は知らなかった」と言っています。さらに、鍵はF助役が管理していました。F助役の記憶に間違いがあれば証言しなおしても良いはずですが、訂正はされていません。

### 加藤さんの疑問に 全く答えていない不当判決

加藤さんは、存在すらも知らない資料を1分11秒の間に書庫の鍵を開け、発見し持ち出したこととなります。

しかし、鍵が壊された形跡はまったくないのです。裁判のなかで、書庫内は6段になっており、盗んだとされる資料は下から3段目にあっただけも明らかにされています。これは、書庫の中には他にも相当多数の資料が混在していたということです。これだけの条件のなかで1分11秒の間に持ち出したこととなります。

裁判で、弁護人が「鍵」に対する疑問を投げかけましたが判決には、説明はもとより「鍵」という言葉すらないのです。

**9月7日 第1回控訴審と決起集会に最大結集を**